

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成18年11月9日(2006.11.9)

【公開番号】特開2004-104793(P2004-104793A)

【公開日】平成16年4月2日(2004.4.2)

【年通号数】公開・登録公報2004-013

【出願番号】特願2003-315350(P2003-315350)

【国際特許分類】

H 0 4 L 12/46 (2006.01)

【F I】

H 0 4 L 12/46 2 0 0 W

【手続補正書】

【提出日】平成18年9月22日(2006.9.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

中央集権化された無線ネットワークを複数の他のネットワークへ接続するブリッジ装置であって、

前記複数の他のネットワークの各々は、互いに通信可能な複数の無線装置を有し、

前記中央集権化された無線ネットワークは、アクセスポイントを有し、

前記アクセスポイントは、前記中央集権化された無線ネットワークを管理するように設計されると共に、無線装置と関連付けられて当該無線装置を前記中央集権化された無線ネットワークのメンバーとし、当該中央集権化された無線ネットワークの他のメンバーと通信できるように設計され、

前記ブリッジ装置は、

個々のネットワークへ接続するための複数のポートを管理するブリッジ・モジュールと、

前記ブリッジ装置に接続されたネットワークのうち前記中央集権化された無線ネットワーク以外のネットワークの無線装置について前記アクセスポイントとの関連付けを管理するリンク管理モジュールと、を有し、

前記ブリッジ装置は、前記中央集権化された無線ネットワークの前記アクセスポイントへ関連付けられるように設計される、ことを特徴とするブリッジ装置。

【請求項2】

請求項1記載のブリッジ装置であって、

前記ブリッジ装置に取り付けられたすべてのネットワークについてのスパンニングツリーを決定する手段と、

前記スパンニングツリーの決定をイネーブル又はディスエブルする手段と、を更に有することを特徴とするブリッジ装置。

【請求項3】

請求項1又は2記載のブリッジ装置であって、

個々の接続されたネットワークについてフィルタリング・テーブルを、デフォルト処理を用いて、更新する手段と、

前記更新する手段の前記デフォルト処理をイネーブル又はディスエブルする手段と、を更に有し、

前記フィルタリング・テーブルは、ネットワーク上のメッセージを別のネットワークへ転送すべきか否かを判断するための情報を有する、ことを特徴とするブリッジ装置。

【請求項 4】

請求項 3 記載のブリッジ装置であって、

前記デフォルト処理は、個々のネットワーク上で検出されたメッセージの送信元アドレスの分析に基づき、

前記デフォルト処理をイネーブル又はディスエブルする手段は、メッセージ検出に基づいた更新をイネーブル又はディスエブルするように構成される、ことを特徴とするブリッジ装置。

【請求項 5】

請求項 3 又は 4 記載のブリッジ装置であって、

所定のネットワークについてのフィルタリング・テーブルを該所定のネットワークに固有の装置発見処理に基づいて更新する手段を更に有する、ことを特徴とするブリッジ装置。

【請求項 6】

請求項 3 乃至 5 記載のブリッジ装置であって、

前記デフォルト処理は、イーサネット（登録商標）ネットワークに対してイネーブルされる、ことを特徴とするブリッジ装置。

【請求項 7】

請求項 3 乃至 5 のいずれか一項記載のブリッジ装置であって、

前記デフォルト処理は、USB ネットワークに対してディスエブルされる、ことを特徴とするブリッジ装置。

【請求項 8】

請求項 1 乃至 7 のいずれか一項記載のブリッジ装置であって、

フィルタリング・テーブルが修正されたときに前記リンク管理モジュールへのメッセージを生成する手段を更に有し、

前記メッセージを生成する手段は、各ネットワークについて、イネーブルされた状態とディスエブルされた状態とを持つ、ことを特徴とするブリッジ装置。

【請求項 9】

請求項 8 記載のブリッジ装置であって、

前記メッセージを生成する手段は、イーサネット（登録商標）ネットワークに対してイネーブルされる、ことを特徴とするブリッジ装置。